

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）目次

この特約の特色	354	9 内容の変更について	359
1 保障の開始について		第15条 特約基準給付金額の減額	359
第1条 特約の責任開始の時	354	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第16条 特約の解約	359
第2条 給付金の支払い	354	第17条 特約の消滅	360
第3条 免責事由	356	第18条 返戻金	360
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 給付金の支払請求手続	356	第19条 社員配当金	360
4 保険料の払込免除について		第20条 管轄裁判所	360
第5条 特約の保険料の払込免除	357	第21条 普通保険約款の規定の準用	360
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	357	第22条 特別条件を付ける場合の特則	360
6 保険料の払込みについて		第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	362
第7条 特約の保険料の払込み	357	第24条 主契約が更新される場合の特則	362
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	357	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	362
7 失効と復活について		第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則	363
第9条 特約の失効	357		
第10条 特約の復活	357		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	358		
第12条 告知義務違反による解除	358		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	358		
第14条 重大事由による解除	359		
別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術	365		
別表2 給付金の支払請求に必要な書類	365		
別表3 特定部位一覧表	366		
別表4 感染症	366		

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）

（実施 平18.4.3 /改正 平22.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 入院準備費用給付金 (2) 女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付新医療保険契約、5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき、特約基準給付金額	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
女性特定手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき</p> <p>(1) 治療を直接の目的とする手術</p> <p>(2) 病院または診療所*2における手術</p> <p>(3) 次のいずれかの手術</p> <p>① この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★）</p> <p>② この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による乳房切除術（別表1★）を受けた乳房に対する乳房再建術（別表1★）</p> <p>③ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による子宮摘出術（別表1★）</p> <p>④ この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による卵巣摘出術（別表1★）</p>	<p>手術1回につき、 （特約基準給付金額） × 5</p>	主契約の入院給付金受取人

第2条 補足説明

*2 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*3 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院準備費用給付金について

項目	内容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院については、この特約の責任開始の時*1以後の原因によるものとみなします。
② 入院準備費用給付金の支払限度	ア. 主契約の普通保険約款に規定する1回の入院について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

(3) 女性特定手術給付金について

項目	内容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術については、この特約の責任開始の時*1以後の原因によるものとみなします。

項目	内容
② 被保険者が、同時期に2種類以上の女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。
③ 女性特定手術給付金の支払事由中、乳房再建術（別表1★）に対する女性特定手術給付金の支払限度	一乳房について1回とします。

★別表1（P.365参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
入院準備費用給付金・女性特定手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
(10) 戦争その他の変乱	

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- | |
|---|
| (1) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったとき |
| (2) 女性特定手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったとき |

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険証券に裏書します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

第10条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第13条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

かったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(3)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 特約基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約基準給付金額が減額された旨を保険証券に裏書します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険証券に裏書します。

第14条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.115参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第18条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第16条）されたとき
- (3) 第17条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
- (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 入院準備費用給付金を支払うべきときは、入院準備費用給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - イ. 女性特定手術給付金を支払うべきときは、女性特定手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

第22条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

第22条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約(医療保険)(2006)をいいます。

(3) 特定部位についての不担保

身体の特定部位(別表3★)のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する入院準備費用給付金または女性特定手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症(別表4★)によって支払事由に該当したときは、特定部位についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき(第9条)は、第10条(特約の復活)の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新(第24条)について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条(主契約が更新される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条(主契約が更新される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更(第25条)について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条(主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条(主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則)の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3 (P.366参照)、別表4 (P.366参照)

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条・第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の

変更日*1に保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）に変更されます。

2. 保険期間が終身の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものととして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものととして取り扱います。

第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に入院準備費用給付金または女性特定手術給付金が支払われるべきときは、第2条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
入院準備費用給付金または女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院準備費用給付金または女性特定手術給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第17条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第18条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第18条（返戻金）

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の

第25条 補足説明

***1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

***2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）をいいます。

***3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特約

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）

第26条 補足説明

***1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
(2) 解除または解約（第16条）されたとき
(3) 第17条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき |
|---|

2. この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

(4) 第22条（特別条件を付ける場合の特則）の2. - (4)の規定は適用しません。

別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術

女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術をいい、下表の1.～4.を指します。なお、次の(1)から(6)などは、女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

(1) 吸引、穿刺などの処置 (2) 神経ブロック (3) 人間ドックなどの検査 (4) 診断のための手術（ただし、開腹生検術は女性特定手術給付金の支払対象となる手術に該当します。） (5) 美容整形上の手術 (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術
--

手術の種類
1. 乳房切除術 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。 2. 乳房再建術 1. の乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。 3. 子宮摘出術 子宮の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。ただし、子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術・流産手術を除きます。 4. 卵巣摘出術 卵巣の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特約

無配当女性サポート特約(医療保険)(2006)

別表

別表3 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2. 鼻（副鼻腔を含む。）
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支
8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9. 肝臓・胆嚢・胆管
10. 脾臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20. 頸椎部（当該神経を含む。）
21. 胸椎部（当該神経を含む。）
22. 腰椎部（当該神経を含む。）
23. 右上肢（右肩関節部を含む。）
24. 左上肢（左肩関節部を含む。）
25. 右下肢（右股関節部を含む。）
26. 左下肢（左股関節部を含む。）
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	